

## 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について

義務教育課  
高校教育課  
特別支援教育課

### 1 改正の理由

平成 29 年度義務教育費国庫負担金の最高限度額の算定方法の見直しに伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

規則第 5 条に規定する教員特殊業務手当の額を義務教育費国庫負担金の算定方法に準じて下表のとおり改正する。

区 分	改 正 額	現 行 額
修学旅行等における生徒等の引率指導業務	5,100 円	4,250 円
対外運動競技等における生徒等の引率指導業務	5,100 円	4,250 円
学校管理下での部活動における生徒等の指導業務	3,600 円	3,000 円

### 3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

## 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年長野県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「4,250円」を「5,100円」に改め、同条第5号中「3,000円」を「3,600円」に改める。

### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

学校職員の特殊勤務手当に関する規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(教員特殊勤務手当の額)</p> <p>第5条 教員特殊勤務手当の額は、業務に従事した日1日（第5号の業務のうち前条第1項第4号のアの業務にあつては、1泊）につき次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第1号の業務 8,000円</p> <p>(前条第5項の業務に従事した場合は、16,000円)</p> <p>(2) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第2号の業務 7,500円</p> <p>(3) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第3号の業務 3,750円</p> <p>(従事した時間が8時間（午後5時から翌日の午前8時までの間は、6時間）以上の場合は、7,500円)</p> <p>(4) 条例第24条の3第1項第2号及び第3号の業務 <u>5,100円</u></p> <p>(5) 条例第24条の3第1項第4号の業務 <u>3,600円</u></p> <p>(6) 略</p>	<p>(教員特殊勤務手当の額)</p> <p>第5条 教員特殊勤務手当の額は、業務に従事した日1日（第5号の業務のうち前条第1項第4号のアの業務にあつては、1泊）につき次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第1号の業務 8,000円</p> <p>(前条第5項の業務に従事した場合は、16,000円)</p> <p>(2) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第2号の業務 7,500円</p> <p>(3) 条例第24条の3第1項第1号の業務のうち前条第2項第3号の業務 3,750円</p> <p>(従事した時間が8時間（午後5時から翌日の午前8時までの間は、6時間）以上の場合は、7,500円)</p> <p>(4) 条例第24条の3第1項第2号及び第3号の業務 <u>4,250円</u></p> <p>(5) 条例第24条の3第1項第4号の業務 <u>3,000円</u></p> <p>(6) 略</p>